

## 確認対象施設の利用定員一覧

区が教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）及び地域型保育事業の運営事業者等に給付費（委託費）の支給を行うための確認を行うにあたり、これらの施設・事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ子ども・子育て会議にて意見を聴くことが規定されています。（子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第3項）

平成28年4月開設予定の小規模保育事業所における利用定員は次のとおりとなります。

### 【特定教育・保育施設一覧】

施設の状況			設置者名称	認可・認定定員数	当該確認に係る事業開始予定年月日	利用定員							
						1号認定子ども	2号認定子ども			3号認定子ども		計	
施設名	施設種別	所在地	—	3歳	4歳		5歳	満1歳未満	満1歳以上				
						—			1歳	2歳			
キッズラボ水天宮前(仮称)	保育所	日本橋蛸殻町1-25-7 澤田ビル1階	キッズラボ(株)	15	平成28年 4月1日	0	0	0	0	3	6	6	15
計				15		0	0	0	0	3	6	6	15

### ※ 子ども・子育て支援法

法31条第2項……市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項(市町村等におけるの審議会の機関)の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつては、その意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

法43条第3項……市町村長は、第一項の規定のより特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。